

別表(第15条関係)

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員(在職期間を通算されることとなる職員に限る。)の区分についての表

第七号区分	一 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの又は5級であったもの													
	二 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの													
	三 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第3号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの													
	四 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長の定めるもの													
	五 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第4号及び第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。)、3級であったもののうち理事長の定めるもの又は4級であったもの													
	六 平成8年4月以後平成18年3月以前の奈良県給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第5号、第5号区分の項第5号及び第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)、3級であったもののうち理事長の定めるもの又は4級であったもの													
	七 平成8年4月以後平成18年3月以前の技労給与規程の別表第1の適用を受けていた者でその属する号給が21号給から33号給であったもの													
	八 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの													
第八号区分	第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者													
<p>イ 承継職員、平成26年4月1日以前に法人の職員となった者(奈良県社会福祉事業団であった者を除く)及び奈良県との人事交流により法人の職員となった者(その他人事交流により法人の職員となった者で、前記職員との均衡上必要と認められる者を含む。)の平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1"> <tr> <td>第一号区分</td><td>一 平成18年4月1日以後適用されている奈良県給与条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の奈良県給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</td></tr> <tr> <td></td><td>二 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>二の二 平成19年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成19年4月以後の給与条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</td></tr> </table>	第一号区分	一 平成18年4月1日以後適用されている奈良県給与条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の奈良県給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの		二 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長の定めるもの		二の二 平成19年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成19年4月以後の給与条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの		三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの		四 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの				
第一号区分	一 平成18年4月1日以後適用されている奈良県給与条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の奈良県給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの													
	二 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)又は職員給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長の定めるもの													
	二の二 平成19年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する条例(他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成19年4月以後の給与条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの													
	三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの													
	四 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの													
<table border="1"> <tr> <td>第二号区分</td><td>一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</td></tr> <tr> <td></td><td>二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</td></tr> </table>	第二号区分	一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの		二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの		二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの		三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの		四 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの				
第二号区分	一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの													
	二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの													
	二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの													
	三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの													
	四 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの													
<table border="1"> <tr> <td>第三号区分</td><td>一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</td></tr> <tr> <td></td><td>二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2及び第2号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</td></tr> <tr> <td></td><td>四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち理事長が定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>五 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(三)又は職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</td></tr> <tr> <td></td><td>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</td></tr> </table>	第三号区分	一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの		二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの		二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2及び第2号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの		三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)		四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち理事長が定めるもの		五 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(三)又は職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの		六 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第三号区分	一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの													
	二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの													
	二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2及び第2号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの													
	三 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)													
	四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち理事長が定めるもの													
	五 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(三)又は職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの													
	六 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの													
<table border="1"> <tr> <td>第四号区分</td><td>一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</td></tr> <tr> <td></td><td>二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号、第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</td></tr> <tr> <td></td><td>二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2、第2号区分の項第2号の2及び第3号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)</td></tr> <tr> <td></td><td>三 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるもの</td></tr> <tr> <td></td><td>四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</td></tr> </table>	第四号区分	一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの		二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号、第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)		二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2、第2号区分の項第2号の2及び第3号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)		三 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるもの		四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの				
第四号区分	一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの													
	二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号、第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)													
	二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号の2、第2号区分の項第2号の2及び第3号区分の項第2号の2に掲げる者を除く。)													
	三 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるもの													
	四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの													

	五 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(三)又は職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
	六 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの
第五号区分	<p>一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>三 平成18年4月1日から平成28年3月31までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年9月奈良県条例第33号。他の条例において、その例による場合を含む。以下「平成18年4月以後平成28年3月以前の奈良県給与条例」という。)の教育職給料表(四)又は職員給与規程の教育職基本給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級である者に限る。</p> <p>四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>六 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(三)又は職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第六号区分	<p>一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>三 平成18年4月以後平成28年3月以前の奈良県給与条例の教育職給料表(四)又は職員給与規程の教育職基本給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</p> <p>四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>五 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>六 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(三)又は職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>七 平成18年4月以後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下「平成18年4月以後の技労給与規程」という。)の別表第1又は職員給与規程の技能労務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>八 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第七号区分	<p>一 平成18年4月以後の奈良県給与条例の行政職給料表又は職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>二 平成18年4月以後の奈良県給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>二の二 平成19年4月以後の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>三 平成18年4月以後平成28年3月以前の奈良県給与条例の教育職給料表(四)又は職員給与規程の教育職基本給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第3号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</p> <p>四 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>五 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は3級であったもの</p> <p>六 平成18年4月以後の奈良県給与条例の医療職給料表(三)又は職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成18年4月以後の技労給与規程の別表第1又は職員給与規程の技能労務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>八 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第八号区分	第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

備考 公立大学奈良県立医科大学の職員を退職して法人の職員となったことにより在職期間が通算されることとなる場合、公立大学法人奈良県立医科大学職員であった期間の区分は、公立大学法人奈良県立医科大学退職手当規程別表に定めるそれぞれの区分を、上記イにおける職員のそれぞれ(経過措置)

1 平成28年4月1日以後に退職する職員のうち、平成18年4月1日から平成28年3月31までの間において適用されていた奈良県給与条例の医療職給料表(一)又は職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるものの平成28年4月から退職する月までの職員の区分は、当該職員が医療職給料表(一)又は医療職基本給表(一)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が3級である期間に限り、本表の規定にかかわらず第4号区分とする。

2 平成28年4月1日以後に退職する職員のうち、平成18年4月1日から平成28年3月31までの間において適用されていた奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち理事長の定めるものの平成28年4月から退職する月までの職員の区分は、当該職員が医療職給料表(二)又は医療職基本給表(二)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が6級である期間に限り、本表の規定にかかわらず第4号区分とする。

3 平成28年4月1日以後に退職する職員のうち、平成18年4月1日から平成28年3月31までの間ににおいて適用されていた奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長の定めるものの平成28年4月から退職する月までの職員の区分は、当該職員が医療職給料表(二)又は医療職基本給表(二)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が5級である期間に限り、本表の規定にかかわらず第5号区分とする。

4 平成28年4月1日以後に退職する職員のうち、平成18年4月1日から平成28年3月31までの間ににおいて適用されていた奈良県給与条例の医療職給料表(二)又は職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるものの平成28年4月から退職する月までの職員の区分は、当該職員が医療職給料表(二)又は医療職基本給表(二)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が4級である期間に限り、本表の規定にかかわらず第6号区分とする。

ウ 平成26年4月1日に奈良県社会福祉事業団を退職して法人の職員となった者及び平成26年4月2日以降に法人の職員となった者の基礎在職期間における職員の区分についての表(表イの適用を受ける者を除く。)

第一号区分	一 職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
	二 職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの
	三 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第二号区分	一 職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
	二 職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの
	三 前2号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第三号区分	一 職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
	二 職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
	三 職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち理事長の定めるもの
	四 職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
	五 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第四号区分	一 職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
	二 職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるもの
	三 職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6・7級であったもの
	四 職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
	五 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第五号区分	一 職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
	二 職員給与規程の教育職基本給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの
	三 職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)
	四 職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
	五 職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
	六 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第六号区分	一 職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	二 職員給与規程の教育職基本給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの
	三 職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	四 職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は4級であったもの
	五 職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	六 職員給与規程の技能労務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	七 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第七号区分	一 職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	二 職員給与規程の教育職基本給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第2号及び第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの
	三 職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長の定めるもの
	四 職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	五 職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	六 職員給与規程の技能労務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

第八号区分 (経過措置)	七 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの 第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
-----------------	--

1 平成28年4月1日以後に退職する職員のうち、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるものの平成28年4月から退職する月までの職員の区分は、当該職員が医療職基本給表(一)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が3級である期間に限り、本表の規定にかかわらず第4号区分とする。

2 平成28年4月1日以後に退職する職員のうち、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち理事長の定めるものの平成28年4月から退職する月までの職員の区分は、当該職員が医療職基本給表(二)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が6級である期間に限り、本表の規定にかかわらず第4号区分とする。

3 平成28年4月1日以後に退職する職員のうち、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち理事長の定めるものの平成28年4月から退職する月までの職員の区分は、当該職員が医療職基本給表(二)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が5級である期間に限り、本表の規定にかかわらず第5号区分とする。

4 平成28年4月1日以後に退職する職員のうち、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるものの平成28年4月から退職する月までの職員の区分は、当該職員が医療職基本給表(二)の適用を受け、かつ、その属する職務の級が4級である期間に限り、本表の規定にかかわらず第6号区分とする。